

「違法」とは何か

—インドネシア・バタム島の製炭業から—

原 田 ゆかり *

広辞苑によると、「法」という言葉には、主に2つの意味がある。

- 【法】①物事の普遍的なあり方。物事をする仕方。また、それがしきたりになったもの。
法則、法式、方法、作法、料理法
②社会秩序維持のための規範で、一般に国家権力による強制を伴うもの。
法律、司法、憲法、法度

2009年2月、私は次のような言葉を聞いた。「確かに私たちは許可証をもっていない。しかしこれは私たちが昔から行なってきた生業だ。だから許可証がなくても恐くない。」これは、インドネシアのバタム島のある製炭業従事者が言った一言である。製炭集落でのインタビュー中、「伐採許可証」の存在をさりげなく話題にあげた時のことだ。「許可証」とは、バタム州政府が以前発行していた「製炭業のためのマングローブ林伐採」を許可する書類のことである。私はこのバタム島でマングローブ林利用に関する研究をしているのだが、現地調査を進める中で、「法」とは何なのか？ということに最近疑問を感じるようになった。

マングローブは、熱帯から亜熱帯の潮間帯に生育する植物群落の総称であり、薪炭利用などの直接的な利用のみならず、沿岸部浸食や海洋資源の涵養などの間接的な利用において、より大きな効用を発揮してきた [Spalding *et al.* 1997]。しかし産業用地の開発や農用地・養殖池への転用などによって、2005年の世界全体のマングローブ林面積は、1980年に比べて約20%減少した [Giesen *et al.* 2006]。現在、先進国を中心に保全の機運が高まり、世界全体でマングローブ林保全の動きが進んでいる。種・量ともに世界最大のマングローブ保有国であるインドネシアも例外ではなく、1995年8月大統領交付令37号により天然マングローブ林の伐採が禁じられた。バタム島でも1930年に上記の許可証を発行することで、以前から製炭業を行っていた人のみに伐採許可を与えていたが、2007年に正式にその効力を停止した。そのため、現在のバタム島にみられるマングローブ材を用いた製炭業は、法律上は全て違法であるといえる。2009年の調査開始当初、私はこのような違法伐採製炭業を行なう人々に対して聞き取り調査を行なうことに非常に不安を感じていた。村内外で細々と製炭をしている人たちの中には、警戒しているのか積極的に答

* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

えてくれない人も多く、精神的に苦勞の多い調査だったと思う。

炭窯の増加

バタム島の製炭業の実態を明らかにするために、私は島内の 6 つの村・集落を中心に調査を始めた。調査を進めるうちに、どの村・集落でもこの数年の間に炭窯が増加していること、また新規参入者が増加していることがわかってきた。たとえば、2009 年 10 月に調査を行なった A・B 村を、2011 年 2 月に再調査した時のことである。以前 A 村では、ひとりの男性が親の代からの古い窯を使って細々と製炭を行っていたのだが、今では漁業をやめた息子家族が作業に加わっており、窯は新しい大きなものに作りかえられていた。さらに村はずれには、彼らに製炭方法を教わった新規参入者もみられた。以前 2 ヲ所の炭窯がみられた B 村では、今では 11 ヲ所に増加し、一族総出の製炭業に拡大していた。

私が特に驚いたのは、2011 年 2 月に新たに訪れた、アチェからの移住者によって開拓された集落である。2006 年に親戚関係にある約 10 世帯が開拓したこの集落では、移住時から製炭業が営まれている。その後各地から人が移住し、現在では 100 人以上の人々が住んでいる。集落に暮らす人々は皆、製炭業に従事しており、集落内には 2006 年から 2011 年 2 月までの間に、29 もの炭窯が作られた。この集落は、湿地帯に面した小さな半円状の丘の上であり、丘の下、マングローブ林縁に向かって数十個の炭窯が整然と並ん

でいる。炭窯の前はマングローブ材を伐る場所になっており、ビニールテントの屋根が並ぶ。そのビニールテントの屋根ぐるっと丘を囲む形で連なっている状態は、圧巻であった(写真 1)。

表 1 には、著者が 2011 年 2 月までに調査したバタム島内の炭窯の、造成年と窯数を表した。A～D 村に存在する 30 ヲ所の炭窯は村内に存在し、E・F 集落の 32 ヲ所の炭窯は村外に作られた製炭業専用の集落内である。法律で製炭業が禁じられた 2007 年前後、この数年の間に炭窯が増加していることがわかるだろう。また、バタム県政府の報告によると、2008 年の時点でバタム県内には炭窯が 400 存在している。地方自治体に認識されている炭窯、つまり村内に存在する炭窯が上記の 30 個を大きくは上回らないであろうことから、実際は認識されていない製炭集落が、村外に多数存在していると考えられる。

私は、炭窯増加の要因を次のように考えている。バタム島はシンガポールの物流ハブ港



写真 1 約 30 個の炭窯が連なる
炭窯のテントの上(丘の上)にみえるのは、製炭業従事者たちの家。

表1 バタム島の炭窯造成年

	造成年	窯数
A 村	2008	1
	2009	4
	2010	6
	2011	1
B 村	2009	2
	2010	3
C 村	1936	2
D 村	2006	11
E 集落	2005-2011 (詳細不明)	29
F 集落	2006	3
総数		62

として商工業発展を遂げ、エビ養殖池等の第一次産業による沿岸域の利用が起こらなかったという歴史がある。そのため島南部のマングローブ林では、土地利用の転換を伴うような利用方法がほとんどみられず、豊かなマングローブ林が残された。これにより、現在もマングローブを利用した製炭業を行なうことが可能なのである。またバタム島では、高い物流能力とともに国外からの木炭需要も依然として存在しているため、マングローブ木炭の安定した出荷先が確保されていると考えられる。実際に製炭業の推定平均収入は、漁業・運送業・サービス業などに対し比較的高い水準であることが、これまでの調査からわかっている。また一般的に、製炭業が行なわれるような豊かなマングローブ林は都市部からは遠く、不便な環境にある。しかしバタム島は、マングローブ林の茂る島南部からも、車で数十分も走れば都市部に辿りつくことができるという良好な生活環境である。このような好条件下では、製炭業へ転換する人々が増加す

るのも当たり前であり、バタム島の利便性が、新規参入者が増加しやすい状況を作り出す一因となったのだろうと、私は考えている。

地方自治体の対応

前記のように、現在のバタム島ではマングローブ林の伐採は禁止されているが、実際のところは完全には取り締まりが行なわれていない。なぜなら、地域住民の生業・日常利用を制限しようとしても、それに代わる生業を提案することが非常に困難であるからである。バタム島はシンガポールに隣接するという立地条件から、商工業発展が著しい。しかし島外からの移住者も多く、企業関連の求人倍率は実に高くなっていると想像できる。

地方自治体による取り締まりの現状を象徴するような出来事があったので紹介したいと思う。私はバタム島での調査を、まず地域役所における聞き取り調査から始めた。C・D村の炭窯は地区の区長を務めるN氏から教えてもらったもので、N氏自らバイクを運転し村まで送ってくれた。そして一緒に製炭現場（袋詰め・搬出）を眺め、村の中心人物に「マングローブを使った製炭業について調べている日本人だ。力になってあげてくれ」と、紹介までしてくれたのだ。しかし最後に彼は言った。「彼らがやっていることはもちろん違法だが、食べていくためには仕方がない。しかしビジネスとして大規模に製炭業を行なうことは禁じていて、6t以下の容量の炭窯しか造成しないようになっている。伐採した後は植林もするようにしている。それを理解したうえで、調査や論文執筆をして欲し

い。」この言葉に、バタム島の製炭業の特徴、そして製炭業が生業として維持されている理由が表れているように思う。

製炭業従事者たちによる自主規制

2011 年、それぞれの村の製炭業従事者の態度は、実に社会的であった。そもそも村内に炭窯が存在する村が 4 ヶ所、炭窯が計 30、堂々としたものである。2009 年の調査時に比べて若い人が増えたこともあるが、やはり同業者が増えたことによる安心感がひとつの大きな理由ではないだろうか。もちろん彼らは、マングローブの伐採が禁じられていることを理解している。しかし生活基盤の維持や生活の向上のために、「違法伐採、皆でやれば恐くない」ともいうべき社会的感情によって、漁業よりも安定した収入を得られる製炭業へと流れていく。

しかし彼らも、ただ無制限に伐採を行なっているわけではない。上記の N 氏の言葉からもわかるように、バタム島の炭窯は製炭業従事者たちの自主規制によって炭窯容量が 6t 以下に抑えられていた。その理由は、大規模な製炭業はマングローブ林を壊してしまうから、だそうである。また、生活維持に必要な収入を大きく上回る大規模製炭は禁止されている。実際、彼らの製炭伐採跡地において毎木調査を行なったところ、皆伐ではなく択伐が行なわれていることが確認できた。そして伐採自体は手作業で行なわれており、チェーンソーなどの機械の使用もみられなかった。伐採・運搬した木材は適度な長さに切りそろえられるが、大量であるにも拘わら



写真 2 搬出してきた木材を切りそろえる男性



写真 3 木炭を切りそろえるのは女性の仕事

ず全て手作業で行なっていた（写真 2, 3）。

「法」とは何なのだろう。自然資源の保全を行なう際、私たちは国際的な条約、国・州・県での法律や規制を制定することで、強制力のある社会秩序を作り出した気になってしまう。しかしこのような「法」が、自身の生存基盤の維持をかけて違法伐採を行なっている人々に対し、どれだけの意味をもっているのだろう。失業者の増加を懸念し規制を徹底できず、結果的に黙認している中央政府。地域住民の事情を理解し、容認の方向で沈黙している地方自治体。バタム島では、政府の

定めた「法」よりも、製炭業従事者たち自身による「自主規制」の方がはるかに優れた統制力をもっている。Spalding *et al.* [2010]によると、多くの場合において成功したマングローブ回復計画というものは、地域住民 (Local Community) 自身によって実行されたものである。これはマングローブだけでなく、自然環境の保全全般に対しても、およそいえることではないだろうかと思う。私たちは自然環境保全を考える中で「実現性」という点に重きを置き、地域住民主体の保全活動を促進させる働きかけを重視すべきである。冒頭に記した【法①】「物事の普遍的なあり方。物事をする仕方。また、それがしきたり

になったもの」。この考え方を元に国・州政府が「法」の方向性を見直すことが、今後長期的な保全・再生計画を実行するにあたって必要なのではないだろうか。

引用文献

- Giesen, W., S. Wulffraat, M. Zieren and L. Scholten. 2006. *Mangrove Guidebook for Southeast Asia*. Bangkok: FAO and Wetlands International.
- Spalding, M., F. Blasco and C. Field. 1997. *World Mangrove Atlas*. Paris: The International Society for Mangrove Ecosystems.
- Spalding, M., M. Kainuma and L. Collins. 2010. *World Atlas of Mangroves*. Oxford: Earth Scan.

モロコシの山

神代 ちひろ*

「素朴」「穏やか」「まじめ」で「人がいい」。ブルキナファソの人は、近隣の西アフリカ諸国と比較して、そんな風に評される。天然資源が少ないことを揶揄した、「ブルキナファソの資源は人だ」というジョークさえあるほどだ。そんな人びとの暮らすブルキナファソは、サハラ砂漠の南端に位置する内陸国だ。雨季の終わりごろには砂漠の砂が国中を舞う。首都のワガドゥグから北西に約7時間、

長距離バスでサバンナをひたすら進むと、地方都市デドゥグにたどり着く。そこからさらに10 km北西に位置するパラコ村で、私はこれまで通算7ヵ月を過ごしてきた。

村には主にブワム語を母語とするブワの人びとが居住している。ブワの人びとは、夫方居住で、クランを単位にして自分のクラン以外のひとと婚姻関係を結ぶ。ブワの人びとの生業は農業で、雨季(4月~10月ごろ)に

* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科